

## 指定日お届けコープ利用規程

### (目的・適用)

第1条 本規程は、指定日お届けコープの利用について、生活協同組合コープみらい（以下「当生協」という。）と組合員とのお約束を定めます。

2 指定日お届けコープとは、組合員が注文した商品を、指定した曜日・時間帯にお届けするシステムです。

### (利用登録)

第2条 指定日お届けコープの利用に際しては、コープデリ eフレンズに利用登録するものとします。また、商品のお届けは、別途定めるお届け可能地域に限ります。

2 利用者の利用登録にあたっては、口座名義人（クレジットカード利用の場合はカードの名義人）の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、利用登録を行った利用者が責任をもって対応します。

3 利用者は所定のWEBページにメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用することができます。WEB注文システムの利用に関わるルールは、本規程のほか、「コープデリ eフレンズ利用規程」の定めるところによります。

### (商品の注文)

第3条 商品の注文は、当生協の指定するWEB注文システムを利用したインターネットより行うものとします。

2 手続きおよび取り扱いは、当生協の定めによります。

3 注文受付締切後のキャンセルは、原則としてお受けできません。

### (利用制限)

第4条 注文した商品の数量・金額が、一般家庭での利用限度を超える注文であると当生協が判断した場合は、注文時または、引渡し時の支払いを求めることがあります。

2 利用金額の限度は、コープデリ宅配合計で5万円/週を原則とします。それ以上の利用を希望する場合は、当生協に相談するものとします。

### (商品のお届け)

第5条 商品は、当生協が指定した配達可能日及び時間帯の中から、組合員が指定した配達日・時間帯にお届けします。ただし、悪天候や道路状況などの事情で指定された時間帯に配達できない場合があることを利用者は了承するものとします。送料は指定日お届けコープWEB注文サイトにて定めます。

2 指定日お届けコープを利用するためには、あらかじめお届け先住所の登録が必要となります。商品のお届けは、組合員が指定日お届けコープで登録された住所のうち、注文時に選択したお届け先となります。

3 商品のお届け時に組合員が不在などで受け渡しができない場合は、商品を持ち帰ります。この場合、不在連絡票に基づき、組合員は所定の再配達手続きを行うものとします。ただし、再配達の間隔は希望にそえない場合があります。事前に確認が取れている場合は、商品を留め置く場合があります。指定場所への留め置きは、組合員の申請により、商品へのカバー掛けを行います。万一、盗難等不測の事態が生じた場合には、組合員から警察への被害届の提出をもって、返金等の対応を行います。

## 指定日お届けコープ利用規程

(商品のお届けができない場合)

- 第6条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合または注文数量が予定を上回ったなどにより、商品を注文通りお届けできない時は、お届けの中止、お届け数量の削減または当生協の定めた手続きによる代替品をお届けすることがあります。これらの事情については、お届け明細書兼請求書やメール等でお知らせします。これにより返金等が発生する場合は、当生協の定める手続きによりこれを行うこととします。
- 前項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意いただいていない場合、利用者は、生協による代替品の提供から3週間以内に代替品を返品することができます。この場合、注文した商品は供給できなかったものとして、生協の定めた手続きに従い、原則として代金からの減額により代金の返金等を行います。
  - 前2項による対応について、生協は前2項に定める返金等の他に、逸失利益および間接的な拡大損害については責任を負わないものとします。
  - 前項にかかわらず、利用者の損害を発生させた事由が生協の故意または重過失によるときは相当な範囲で因果関係がある損害を賠償する責任を負います。

(お届けした商品に問題がある場合)

- 第7条 お届けした商品が不良品である場合、注文と相違している場合、WEB商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は生協の定めた手続きに従い、原則として請求金額からの減額により代金の返金等を行います。
- 前項以外の場合でも、クリスマスケーキなど特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は、生協の定めた手続きに従って返品を行うことによって、原則として代金からの減額により代金の返金等を受けることができます。
  - 前2項による対応について、生協は、前2項に定める返金等の他に、逸失利益および間接的な拡大損害については責任を負わないものとします。
  - 前項にかかわらず、利用者の損害を発生させた事由が生協の故意または重過失によるときは相当な範囲で因果関係がある損害を賠償する責任を負います。

(利用者のご都合による返品)

- 第8条 前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができません。
- 食品
  - 書籍、CD、DVD、Blu-ray等の著作物
  - 医薬品、化粧品、衛生用品
  - チケット類
  - 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部(セット商品全体を返品する場合は含みません)
  - 利用者の指定により製作・加工した商品(利用者の指定により名前を入れた商品等)
- 前条に定める場合のほか、利用者は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から3週間以内に生協に連絡することにより、返品することができます。
  - 前2項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。
  - 前3項により返品を受け付けた場合、生協の定めたルールに従い、原則として請求金額からの減額により代金の返金等を行います。

## 指定日お届けコープ利用規程

(ポイント制度)

第9条 指定日お届けコープより利用した商品・サービスについては、ポイント付与の対象とはなりません。

(利用代金・手数料等の支払い方法)

第10条 指定日お届けコープのシステムより利用した商品・送料・サービスの代金等は、預金口座から自動振替、もしくはクレジットカード決済のいずれかとなります。お支払い方法はコープデリ利用状況により当生協が指定した支払い方法となります。

2 ウィークリーコープまたはデイリーコープを利用中の組合員は、指定した預金口座からの自動振替となります。毎月20日で締切り、翌月5日(5日が金融機関の休日のときはその翌営業日)に組合員があらかじめ指定した預金口座から自動振替によりお支払いいただきます。5日に口座振替ができなかった場合は、当生協の定める方法によって、再度請求を行います。

3 ウィークリーコープ・デイリーコープの利用登録をしていない、または利用を休止している組合員は、クレジットカード決済となります。クレジット会社の審査基準により、契約が成立しない場合があります。

(代金等の未払いへの対応)

第11条 前条第2項において、再請求でお支払いいただけなかった場合、当生協は組合員(以下「債務者」という。)に対し、次の対応をさせていただきます。

- ① 配達を停止する場合があります。
- ② 利用者は期限の利益を喪失したものとして、すべての代金等について支払を請求します。
- ③ 支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙を送付します。以後の対応に関して生協が負担した費用については、実費相当を申し受けます。

(債務者・支払い計画及び誓約書)

第12条 前条第3号の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、当生協は債務者に支払い計画書および誓約書の提出を求めることができます。

2 債務者は当生協から支払い計画書および誓約書を求められてから7日以内に提出しなければなりません。

(連帯保証人)

第13条 当生協は債務者に対し、弁済をする資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第14条 第12条の支払い計画書による債務弁済の最終期限は、原則として本来の支払期日(再振替日)から3ヶ月とします。

2 第11条のコンビニ振込対応の実費相当手数料は、債務者の負担とします。また、債務に対し、本来の支払期日の翌日を起算日として年10%の割合による遅延損害金を課金します。

(本規程の変更)

第15条 当生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本規程を変更することができます。

2 前項の場合、当生協は、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 利用者への配布(必要に応じて)
- ② 電子メールの送信等の電磁的方法(必要に応じて)
- ③ WEBサイトへの掲示
- ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法